



茨城県報

第 1 1 3 4 号

平成12年 2 月14日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県援護資金貸付規則の一部を改正する規則 (高齢福祉課) 2

農村負債整理組合法施行細則を廃止する規則 (農業経済課) 2

住宅組合法施行細則を廃止する規則 (住宅課) 2

告 示

被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課) 2

保険医療機関及び保険薬局の指定 (保険課) 3

道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 6

道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課) 7

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (2 件) (都市整備課) 8

事業計画の変更の認可 (公園街路課) 8

土地改良区役員の就退任 (4 件) (土地改良事務所) 9

土地改良区役員の退任 (2 件) (土地改良事務所) 14

土地改良事業の適当決定 (2 件) (土地改良事務所) 15

土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (土地改良事務所) 16

(公 安 委 員 会)

緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定 16

公 告

生活排水対策重点地域の指定 (環境対策課) 17

漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課) 17

都市計画案の縦覧 (都市計画課) 18

開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) 18

道路の位置の指定 (2 件) (建築指導課) 20

規 程

(企 業 局)

茨城県企業局職務発明等に関する規程 20

規 則

茨城県規則第 7 号

茨城県援護資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県援護資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県援護資金貸付規則（昭和45年茨城県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

### 茨城県規則第 8 号

農村負債整理組合法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

農村負債整理組合法施行細則を廃止する規則

農村負債整理組合法施行細則（昭和 9 年茨城県令第 1 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

茨城県規則第 9 号

住宅組合法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

住宅組合法施行細則を廃止する規則

住宅組合法施行細則（昭和 2 年茨城県令第59号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

---

## 告 示

---

### 茨城県告示第159号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第117号）第19条第 1 項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第 2 項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

(指定)

| 名 称                        | 住 所                             | 指定年月日         |
|----------------------------|---------------------------------|---------------|
| 健喜堂薬局 河和田店                 | 水戸市河和田町4405 - 106               | 平成11年12月 7 日  |
| たばたクリニック                   | 高萩市高戸382 - 1                    | 平成11年12月15日   |
| あい薬局 荒崎店                   | 高萩市高戸荒崎382 - 2                  | 平成11年12月21日   |
| 石岡脳神経外科病院                  | 新治郡玉里村栗又四ヶ木ノ内1768 - 29          | 平成11年12月 1 日  |
| 酒井歯科医院                     | 土浦市大岩田1310 - 2                  | 平成12年 1 月 5 日 |
| 今川薬局 つくば学園店                | つくば市上横場2365 - 3                 | 平成11年10月 4 日  |
| 医療法人社団 雄好会<br>つくば三井内科クリニック | つくば市竹園 1 - 6 - 1<br>つくば三井ビル 4 F | 平成11年10月 1 日  |
| 北條医院                       | つくば市花畑 3 - 28 - 8               | 平成12年 1 月21日  |
| 株式会社 松永薬局                  | 古河市東 2 - 13 - 39                | 平成11年12月 6 日  |

(辞退)

| 名 称          | 住 所                             | 辞退年月日        |
|--------------|---------------------------------|--------------|
| つくば三井内科クリニック | つくば市竹園 1 - 6 - 1<br>つくば三井ビル 4 F | 平成11年 9 月30日 |
| わかば薬局        | 日立市大沼町 2 - 1 - 1                | 平成12年 1 月26日 |

茨城県告示第160号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

[医科 新規]

| 医 療 機 関 名   | 医 療 機 関 所 在 地    | 指 定 年 月 日     |
|-------------|------------------|---------------|
| 根道ヶ丘クリニック   | 日立市大沼町 4 - 9 - 1 | 平成12年 2 月 1 日 |
| 鴻巣クリニック     | 龍ヶ崎市緑町200        | 平成12年 2 月 1 日 |
| 伊野整形外科医院    | 土浦市真鍋 6 - 1 - 32 | 平成12年 1 月 1 日 |
| さとう成人病クリニック | つくば市手代木1936 - 9  | 平成12年 1 月 1 日 |

[歯科 新規]

| 医 療 機 関 名 | 医 療 機 関 所 在 地     | 指 定 年 月 日     |
|-----------|-------------------|---------------|
| 牛久歯科医院    | 牛久市柏田町字新田1047 - 1 | 平成12年 2 月 1 日 |
| しもこうべ歯科医院 | 鹿島郡大洋村江川字根道55     | 平成12年 2 月 1 日 |
| あすなる歯科医院  | 牛久市中央 5 - 15 - 2  | 平成12年 1 月 1 日 |

## [薬局 新規]

| 医療機関名   | 医療機関所在地           | 指定年月日       |
|---------|-------------------|-------------|
| わかば薬局春日 | 高萩市春日町 2 - 77 - 1 | 平成12年 2月 1日 |
| 吉田薬局    | 高萩市本町 1 - 17      | 平成12年 1月 1日 |

## [医科 更新対象]

| 医療機関名          | 医療機関所在地               | 指定年月日       |
|----------------|-----------------------|-------------|
| 鈴木耳鼻咽喉科医院      | 水戸市見和 1 - 331 - 5     | 平成12年 2月 1日 |
| 会沢内科クリニック      | 水戸市住吉町44 - 37         | 平成12年 2月 1日 |
| さかと内科胃腸科クリニック  | 水戸市酒門町263             | 平成12年 2月14日 |
| 水戸相互医院         | 水戸市笠原町1238 - 3        | 平成12年 2月 1日 |
| 医療法人社団日鉦記念病院   | 日立市神峰町 2 - 12 - 8     | 平成12年 2月 1日 |
| 医療法人吉江耳鼻咽喉科医院  | 土浦市乙戸南 2 - 11 - 24    | 平成12年 2月 1日 |
| 小林医院           | 土浦市神立中央 3 - 10 - 1    | 平成12年 2月 1日 |
| 遠藤医院           | 古河市本町 2 - 14 - 1      | 平成12年 2月 1日 |
| 医療法人芹澤医院       | 石岡市国府 6 - 4 - 2       | 平成12年 2月 1日 |
| 飯田医院           | 石岡市国府 2 - 3 - 29      | 平成12年 2月 1日 |
| 石岡・平本皮膚科医院     | 石岡市旭台 3 - 22 - 1      | 平成12年 2月 1日 |
| 村田内科医院         | 結城市大字結城102 - 2        | 平成12年 2月 1日 |
| 片野外科胃腸科医院      | 水海道市橋本町3571           | 平成12年 2月 1日 |
| 内田医院           | 高萩市大和町 2 - 16         | 平成12年 2月 1日 |
| 高林眼科クリニック      | 北茨城市磯原町本町 1 - 7 - 10  | 平成12年 2月 1日 |
| まかべ内科          | 取手市新取手 2 - 10 - 9     | 平成12年 2月 1日 |
| 竹村医院           | 取手市東 1 - 2 - 12       | 平成12年 2月 1日 |
| 筑波メディカルセンター病院  | つくば市天久保 1 - 3 - 1     | 平成12年 2月 1日 |
| 池野医院           | つくば市高野台 2 - 16 - 8    | 平成12年 2月 1日 |
| こうの眼科          | つくば市梅園 2 - 8 - 17     | 平成12年 2月 1日 |
| 上野医院           | つくば市小野崎956 - 1        | 平成12年 2月 1日 |
| 渡辺内科クリニック      | つくば市並木 3 - 11 - 9     | 平成12年 2月 1日 |
| 松島眼科医院         | ひたちなか市勝田泉町 5 - 8      | 平成12年 2月 1日 |
| 榎戸外科医院         | ひたちなか市東大島 1 - 18 - 3  | 平成12年 2月 1日 |
| 小宅小児科医院        | ひたちなか市東石川 3 - 7 - 19  | 平成12年 2月 1日 |
| 中山病院           | ひたちなか市東石川 3 - 15 - 10 | 平成12年 2月 1日 |
| 丘医院            | ひたちなか市三反田3892 - 4     | 平成12年 2月 1日 |
| 柳沢会勝田皮膚科クリニック  | ひたちなか市大成町35 - 1       | 平成12年 2月 1日 |
| 医療法人社団 善仁会小山病院 | 鹿嶋市宮中 4 - 4 - 12      | 平成12年 2月 1日 |
| 島崎外科医院         | 鹿嶋市宮中 5 - 10 - 18     | 平成12年 2月22日 |
| 茨城県立コロニーあすなる病院 | 東茨城郡内原町杉崎1460         | 平成12年 2月 1日 |
| 原田医院           | 東茨城郡内原町大字内原844 - 1    | 平成12年 2月 1日 |

| 医 療 機 関 名    | 医 療 機 関 所 在 地      | 指 定 年 月 日   |
|--------------|--------------------|-------------|
| 松本医院         | 東茨城郡小川町小川1330 - 4  | 平成12年 2月 1日 |
| 医療法人 誠潤会城北病院 | 東茨城郡常北町石塚1395      | 平成12年 2月10日 |
| 舟木クリニック      | 鹿島郡銚田町舟木土井林179 - 3 | 平成12年 2月 1日 |
| 縦山診療所        | 鹿島郡旭村大字縦山576 - 27  | 平成12年 2月 1日 |
| 坂本医院         | 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2688  | 平成12年 2月 1日 |
| 海老沢医院        | 真壁郡協和町門井1946       | 平成12年 2月 1日 |
| 河上医院         | 真壁郡関城町舟生下宿1059 - 3 | 平成12年 2月 1日 |
| 横瀬医院         | 真壁郡明野町海老ヶ島962 - 2  | 平成12年 2月13日 |
| 浅田医院         | 結城郡千代川村大字本宗道10     | 平成12年 2月 1日 |
| 小林医院         | 北相馬郡守谷町大字守谷甲633    | 平成12年 2月26日 |
| 宇佐美医院        | 北相馬郡藤代町藤代610       | 平成12年 2月 1日 |
| 大和田耳鼻咽喉科医院   | 北相馬郡守谷町大字守谷甲16     | 平成12年 2月28日 |

## [歯科 更新対象]

| 医 療 機 関 名         | 医 療 機 関 所 在 地                  | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|--------------------------------|-------------|
| 河原歯科医院            | 水戸市三の丸 1 - 1 - 1               | 平成12年 2月 1日 |
| 水戸歯科クリニック矯正歯科センター | 水戸市大工町 3 - 3 - 26              | 平成12年 2月 1日 |
| 元吉田あきやま歯科         | 水戸市元吉田町971 コンモート荒谷 2 F         | 平成12年 2月 1日 |
| 佐藤歯科クリニック         | 土浦市西根西 1 - 1 - 1 関鉄つくば南貸店舗 2 F | 平成12年 2月 1日 |
| 斉藤歯科医院            | 古河市東一丁目 5 番12号                 | 平成12年 2月 1日 |
| 岡崎歯科診療所           | 石岡市府中 1 - 5 - 18               | 平成12年 2月 1日 |
| 渡辺歯科医院            | 竜ヶ崎市松葉 1 - 12 - 1              | 平成12年 2月24日 |
| 中川歯科医院            | 下妻市大字下妻乙323 - 5                | 平成12年 2月 1日 |
| 塩原歯科医院            | 常陸太田市西三町2132                   | 平成12年 2月 1日 |
| こいずみ歯科医院          | 岩井市岩井4355番地23                  | 平成12年 2月 1日 |
| 慶野歯科医院            | つくば市大字大曾根2915                  | 平成12年 2月 1日 |
| 池野歯科医院            | つくば市高野台 2 - 16 - 8             | 平成12年 2月 1日 |
| 友愛歯科              | 鹿嶋市宮中229 - 2                   | 平成12年 2月 1日 |
| 松金歯科医院            | 行方郡潮来町延方乙73                    | 平成12年 2月 5日 |
| 野田歯科医院            | 稲敷郡東町福田120                     | 平成12年 2月 1日 |
| 森の里歯科医院           | 稲敷郡荳崎町森の里55 - 3                | 平成12年 2月 1日 |
| 塚原歯科医院            | 稲敷郡阿見町阿見3962 - 13              | 平成12年 2月10日 |
| 鬼澤歯科医院            | 真壁郡真壁町仲町348                    | 平成12年 2月 1日 |
| グリーン歯科医院          | 猿島郡三和町仁連1932 - 4               | 平成12年 2月 1日 |
| 鈴木歯科医院            | 猿島郡三和町諸川2522 - 31              | 平成12年 2月 1日 |

## [薬局 更新対象]

| 医 療 機 関 名    | 医 療 機 関 所 在 地        | 指 定 年 月 日   |
|--------------|----------------------|-------------|
| キリン堂薬局       | 日立市幸町 1 - 5 - 14     | 平成12年 2月 1日 |
| 株式会社田宮薬局     | 下館市田町甲852            | 平成12年 2月 1日 |
| 広沢薬局         | 結城市大字結城107           | 平成12年 2月 1日 |
| トリデ薬局        | 取手市稲字向原700 - 4       | 平成12年 2月 1日 |
| 薬局フカサワ       | 取手市寺田3420 - 11       | 平成12年 2月 1日 |
| 緑が丘薬局        | つくば市緑が丘23 - 5        | 平成12年 2月 1日 |
| 薬剤師会大学前薬局    | つくば市春日 3 丁目12番地の 7   | 平成12年 2月 1日 |
| 木村薬局         | つくば市酒丸元中東出口259 - 6   | 平成12年 2月 1日 |
| ヴィクトリー薬局 神栖店 | 鹿島郡神栖町賀2108 - 157    | 平成12年 2月21日 |
| 古橋薬局         | 真壁郡真壁町大字真壁298        | 平成12年 2月20日 |
| やまとや薬局 関本店   | 真壁郡関城町関本下南館内2974 - 3 | 平成12年 2月 1日 |
| あすなる薬局       | 北相馬郡藤代町山王511 - 3     | 平成12年 2月 1日 |
| 今川薬局 守谷店     | 北相馬郡守谷町立沢981 - 7     | 平成12年 2月 1日 |

## 茨城県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 玉里水戸線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                                                                          | 旧新の別            | 敷地の幅員                                     | 延 長         | 摘 要   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------|-------------|-------|
| 東茨城県茨城県大字野曾字町田<br>1858番地先から<br>東茨城県茨城県大字野曾字荒谷<br>921番 2 地先まで                                                                 | 旧 (A)           | メートル<br>最大 105.0<br>最小 25.6               | メートル<br>606 |       |
| 東茨城県茨城県大字野曾字町田<br>1858番地先から<br>東茨城県茨城県大字野曾字荒谷<br>921番 2 地先まで<br>東茨城県茨城県大字野曾字町田<br>1858番地先から<br>東茨城県茨城県大字野曾字荒谷<br>886番 1 地先まで | 新<br>(A)<br>(B) | 最大 105.0<br>最小 25.6<br>最大 41.0<br>最小 24.3 | 606<br>577  | 迂回路設置 |

## 茨城県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成12年 2月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大洗友部線
- 3 道路の区域

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         | 摘 要     |
|--------------------------------|------|-------------------|-------------|---------|
| 東茨城郡茨城町大字駒渡字明神下<br>419番 1 地先から | 旧    | メートル<br>最大 12.0   | メートル<br>355 |         |
|                                |      | 最小 5.0            |             |         |
| 東茨城郡茨城町大字野曽字東郷<br>889番 1 地先まで  | 新    | 最大 32.0<br>最小 6.5 | 357         | 現 道 拡 幅 |

茨城県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成12年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大洗友部線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字駒渡字明神下419番 1 地先から  
東茨城郡茨城町大字野曽字東郷889番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 2 月15日

茨城県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成12年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 玉里水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字野曽字高田1884番地先から  
東茨城郡茨城町大字野曽字高田886番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 2 月15日

茨城県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成12年 2 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸太田烏山線

- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字諸沢字沼ノ入1053番 5 地先から  
那珂郡山方町大字諸沢字大沢1026番 5 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成12年 2 月21日

茨城県告示第166号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、総和町久能土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 総和町久能土地区画整理組合

事業施行期間 自 平成 2 年12月20日  
至 平成12年 3 月31日

施 行 地 区 猿島郡総和町大字久能字道内，字西側，字釈迦山境，字西原，字西田及び字西谷の各一部  
大字駒羽根字下溜及び字元橋の各一部  
大字釈迦字新田及び字御用地の各一部  
大字北利根の一部

2 変更の内容

事業施行期間 自 平成 2 年12月20日  
至 平成13年 3 月31日

- 3 変更認可の年月日 平成12年 2 月14日

茨城県告示第167号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、守谷町乙子高野土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 守谷町乙子高野土地区画整理組合

事業施行期間 自 平成 5 年 9 月 9 日  
至 平成12年 3 月31日

施 行 地 区 守谷町乙子字向山，字清水の全部  
守谷町乙子字上ノ台，字新町，字前坪，字石神，字亀田，高野字大明神，字梅作，字羽中の一部

2 変更の内容

事業施行期間 自 平成 5 年 9 月 9 日  
至 平成13年 3 月31日

- 3 変更認可の年月日 平成12年 2 月14日



## 茨城県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により次の事業計画の変更を認可をしたので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

大洗町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

平成 9 年茨城県告示第646号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・4・66号 関根祝町線

## 3 事業施行期間

平成 9 年 6 月 2 日から

平成14年 3 月31日まで

## 4 事業地

収用の部分

平成 9 年茨城県告示第646号の事業地の内、磯浜町字本堂、字本堂下地内において事業地を変更し、五反田を加える。

## 茨城県告示第169号

水戸市大塚町1852番地の 5 に事務所を置く渡里台地土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

## 1 退 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名       |
|---------------------|-----|-----------|
| 水戸市見和 2 丁目198番地の11  | 理 事 | 岡 田 広     |
| 東茨城郡内原町大字内原907番地の 7 | ”   | 大 関 茂     |
| 水戸市河和田町4380番地の20    | ”   | 西 尾 友 吉   |
| ” 飯島町1147番地         | ”   | 綿 引 一 夫   |
| ” 河和田町362番地         | ”   | 大 内 正 一   |
| ” 堀町2317番地          | ”   | 安 藏 謙 二   |
| ” 堀町744番地           | ”   | 安 藏 功     |
| ” 小吹町1214番地の 1      | ”   | 小 林 貞 雄   |
| ” 笠原町50番地           | ”   | 車 田 覺 夫   |
| ” 酒門町3585番地         | ”   | 栗 原 不 二 夫 |
| 東茨城郡茨城町大字大戸3633番地   | ”   | 飯 塚 武 二 郎 |
| ” 内原町大字赤尾関635番地     | ”   | 塚 本 俊 明   |
| ” 内原町大字鯉淵948番地      | ”   | 大 畠 勝 弘   |
| ” 内原町大字筑地500番地      | ”   | 森 田 重 光   |

| 住 所                  | 職 名 | 氏 名     |
|----------------------|-----|---------|
| 東茨城郡茨城町大字上石崎4516番地 6 | 理 事 | 金 子 良 三 |
| “ 茨城町大字上石崎1195番地 1   | “   | 石 崎 昭   |
| “ 茨城町大字上石崎4692番地     | “   | 田 中 み ね |
| “ 茨城町大字上石崎4578番地 3   | “   | 松 濤 誠 尚 |
| “ 茨城町大字中石崎1074番地     | “   | 海老澤 郁 夫 |
| 水戸市堀町217番地           | 監 事 | 篠 原 正 一 |
| “ 平須町1243番地の 1       | “   | 笹 沼 隆 一 |
| 東茨城郡内原町大字鯉淵1767番地    | “   | 山 田 晴 彦 |
| “ 茨城町大字上石崎2284番地     | “   | 石 崎 健   |
| “ 茨城町大字中石崎284番地 1    | “   | 大 和 康 男 |

## 2 就 任

| 住 所                 | 職 名 | 氏 名       |
|---------------------|-----|-----------|
| 水戸市見和 2 丁目198番地の11  | 理 事 | 岡 田 広     |
| 東茨城郡内原町大字内原907番地の 7 | “   | 大 関 茂     |
| “ 茨城町大字奥谷1961番地23   | “   | 木 村 睦     |
| 水戸市河和田町4384番地の88    | “   | 池 田 紘     |
| “ 飯島町1147番地         | “   | 綿 引 一 夫   |
| “ 河和田町362番地         | “   | 大 内 正 一   |
| “ 堀町2317番地          | “   | 安 藏 謙 二   |
| “ 堀町744番地           | “   | 安 藏 功     |
| “ 小吹町1214番地の 1      | “   | 小 林 貞 雄   |
| “ 笠原町412番地          | “   | 莊 司 良 一   |
| “ 酒門町3585番地         | “   | 栗 原 不 二 夫 |
| 東茨城郡茨城町大字大戸3655番地 2 | “   | 飯 塚 武 二 郎 |
| “ 内原町大字赤尾関613番地     | “   | 塚 本 光 圀   |
| “ 内原町大字鯉淵948番地      | “   | 大 畠 勝 弘   |
| “ 内原町大字筑地500番地      | “   | 森 田 重 光   |
| “ 茨城町大字上石崎4552番地30  | “   | 竹 田 敏 彦   |
| “ 茨城町大字上石崎1195番地 1  | “   | 石 崎 昭     |
| “ 茨城町大字上石崎4557番地 2  | “   | 井 上 清     |
| “ 茨城町大字上石崎519番地     | “   | 加 茂 川 肇   |
| “ 茨城町大字中石崎1074番地    | “   | 海老澤 郁 夫   |
| 水戸市開江町1098番地        | 監 事 | 外 岡 忠 男   |
| “ 酒門町4364番地の 2      | “   | 出 浦 省 三   |
| 東茨城郡内原町大字鯉淵1767番地   | “   | 山 田 晴 彦   |
| “ 茨城町大字上石崎2284番地    | “   | 石 崎 健     |
| “ 茨城町大字中石崎509番地     | “   | 海老澤 要 人   |

## 茨城県告示第170号

岩井市大字岩井3585番地に事務所を置く岩井土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 2月14日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

## 1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名       |
|--------------------|-----|-----------|
| 岩井市大字弓田2538番地の 3   | 理 事 | 染 谷 三 十 郎 |
| 〃 大字借宿243番地        | 〃   | 木 村 幸 男   |
| 〃 大字神田山2072番地      | 〃   | 小 野 洪 夫   |
| 猿島郡猿島町大字生子1200番地 2 | 〃   | 鈴 木 壽 男   |
| 岩井市大字岩井1495番地の 2   | 〃   | 富 山 好 三   |
| 〃 〃 900番地の 2       | 〃   | 飯 塚 角 次   |
| 〃 大字辺田558番地の18     | 〃   | 中 山 定 男   |
| 猿島郡猿島町大字沓掛260番地    | 〃   | 木 村 泰     |
| 岩井市大字半谷1630番地      | 〃   | 木 村 安 男   |
| 〃 大字富田736番地        | 〃   | 飯 田 次 男   |
| 〃 大字上出島887番地の 1    | 〃   | 相 川 一 雄   |
| 〃 大字馬立1161番地の 1    | 〃   | 古 矢 権 八   |
| 〃 大字岩井4070番地       | 〃   | 宮 部 正 市   |
| 〃 大字弓田549番地        | 〃   | 岩 本 義 一 郎 |
| 〃 〃 274番地          | 〃   | 田 中 泰 一   |
| 〃 大字幸田751番地        | 〃   | 小 林 功     |
| 〃 大字駒跣898番地        | 〃   | 飯 田 次 男   |
| 〃 大字岩井4141番地       | 監 事 | 瀬 樂 明     |
| 〃 大字馬立558番地        | 〃   | 亀 矢 林 平   |
| 猿島郡猿島町大字生子1291番地   | 〃   | 木 村 英 四 郎 |
| 岩井市大字借宿70番地        | 〃   | 張 替 博     |

## 2 就 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     |
|--------------------|-----|---------|
| 岩井市大字神田山2072番地     | 理 事 | 小 野 洪 夫 |
| 猿島郡猿島町大字生子1200番地 2 | 〃   | 鈴 木 壽 男 |
| 岩井市大字富田736番地       | 〃   | 飯 田 次 男 |
| 〃 大字半谷1630番地       | 〃   | 木 村 安 男 |
| 〃 大字岩井1495番地の 2    | 〃   | 富 山 好 三 |
| 岩井市大字上出島887番地の 1   | 〃   | 相 川 一 雄 |
| 〃 大字馬立1161番地の 1    | 〃   | 古 矢 権 八 |
| 〃 大字弓田274番地        | 〃   | 田 中 泰 一 |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     |
|-------------------|-----|---------|
| 岩井市大字幸田751番地      | 理 事 | 小 林 功   |
| 〃 大字駒跣898番地       | 〃   | 飯 田 次 男 |
| 〃 大字借宿258番地       | 〃   | 張 替 榮 市 |
| 〃 大字弓田877番地の 2    | 〃   | 飯 田 繁 総 |
| 〃 〃 2628番地        | 〃   | 染 谷 良 三 |
| 〃 大字岩井927番地       | 〃   | 飯 塚 喜 好 |
| 〃 〃 4178番地の 1     | 〃   | 渡 邊 祐 一 |
| 〃 大字辺田1480番地の 1   | 〃   | 中 山 義 政 |
| 猿島郡猿島町大字沓掛 3 番地 1 | 〃   | 木 村 一 男 |
| 岩井市大字馬立558番地      | 監 事 | 亀 谷 林 平 |
| 〃 大字半谷1830番地の 3   | 〃   | 木 村 英 雄 |
| 〃 大字岩井1838番地      | 〃   | 富 山 明 宣 |
| 猿島郡猿島町大字生子2291番地  | 〃   | 北 島 勝 重 |

## 茨城県告示第171号

岩井市大字辺田1141番地の 3 に事務所を置く前沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

## 1 退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     |
|---------------|-----|---------|
| 岩井市大字大口178番地  | 理 事 | 山 口 武 平 |
| 〃 〃 175番地の 3  | 〃   | 石 塚 末 雄 |
| 〃 〃 357番地の 1  | 〃   | 山 口 政 男 |
| 〃 〃 283番地     | 〃   | 山 口 正 敏 |
| 〃 〃 314番地の 3  | 〃   | 石 塚 操   |
| 〃 〃 2867番地の 3 | 〃   | 岸 本 東   |
| 〃 〃 2856番地    | 〃   | 石 塚 昭 八 |
| 〃 〃 425番地     | 〃   | 落 合 善 一 |
| 〃 〃 2716番地の 1 | 〃   | 石 塚 紀 雄 |
| 〃 〃 2734番地    | 〃   | 石 塚 一 男 |
| 〃 〃 2234番地    | 〃   | 石 塚 利 雄 |
| 〃 〃 2599番地の 1 | 〃   | 渡 邊 昇   |
| 〃 大字猫実1610番地  | 〃   | 江 口 清   |
| 〃 〃 1685番地    | 〃   | 野 口 良 一 |
| 〃 大字神田山455番地  | 〃   | 羽 富 通   |
| 水海道市坂手町3754番地 | 〃   | 野 口 光 男 |

| 住 所             | 職 名 | 氏 名     |
|-----------------|-----|---------|
| 岩井市大字大口201番地    | 監 事 | 石 塚 信 樹 |
| " " 2471番地      | "   | 石 塚 光 夫 |
| " 大字猫実1550番地の 1 | "   | 関 口 喜 義 |

## 2 就 任

| 住 所             | 職 名 | 氏 名       |
|-----------------|-----|-----------|
| 岩井市大字大口178番地    | 理 事 | 山 口 武 平   |
| " " 175番地の 3    | "   | 石 塚 末 雄   |
| " " 357番地の 1    | "   | 山 口 政 男   |
| " " 283番地       | "   | 山 口 正 敏   |
| " " 319番地       | "   | 山 口 清     |
| " " 2845番地の 2   | "   | 山 口 登     |
| " " 2852番地の 3   | "   | 落 合 一 男   |
| " " 2858番地      | "   | 山 口 次 雄   |
| " " 2790番地      | "   | 石 塚 美 智 夫 |
| " " 2743番地の 1   | "   | 石 塚 浪 二   |
| " " 2236番地      | "   | 石 塚 政 子   |
| " " 2591番地の 3   | "   | 寺 田 貞 一   |
| " 大字猫実1583番地の 7 | "   | 江 口 孝     |
| " " 1674番地      | "   | 野 口 市 郎   |
| " 大字神田山455番地    | "   | 羽 富 通     |
| 水海道市坂手町3773番地   | "   | 野 口 一 男   |
| 岩井市大字大口201番地    | 監 事 | 石 塚 信 樹   |
| " 大字猫実1550番地の 1 | "   | 関 口 喜 義   |
| " 大字大口2269番地の 6 | "   | 石 塚 善 一   |

## 茨城県告示第172号

岩井市大字辺田1141番地の 3 に事務所を置く弓馬田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 2月14日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

## 1 退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名     |
|---------------|-----|---------|
| 岩井市大字弓田2806番地 | 理 事 | 中 島 文 弥 |
| " " 3067番地の 2 | "   | 中 島 重 一 |
| " " 2906番地の 1 | "   | 渡 邊 秋 男 |
| " " 2825番地の 1 | "   | 染 谷 政 明 |

| 住 所               | 職 名 | 氏 名       |
|-------------------|-----|-----------|
| 岩井市大字弓田2677番地の 1  | "   | 古 矢 行 男   |
| " 大字馬立145番地       | "   | 古 矢 美 明   |
| " " 1019番地        | "   | 神 矢 良 忠   |
| " " 806番地         | "   | 亀 矢 伊 一 郎 |
| " " 805番地         | "   | 古 矢 勇     |
| " " 1290番地の 2     | "   | 神 矢 友 保   |
| " 大字幸田新田4260番地の 4 | "   | 藤 野 實     |
| " " 310番地の 1      | "   | 藤 森 元 一   |
| " 大字平八新田 7 番地     | "   | 染 谷 惠 一   |
| " 大字岩井4147番地      | "   | 渡 邊 正 之   |
| " 大字弓田2845番地      | 監 事 | 染 谷 一     |
| " 大字馬立1041番地の 1   | "   | 古 矢 幸 市   |
| " " 4262番地の 3     | "   | 山 崎 新 一   |

## 2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名       |
|-------------------|-----|-----------|
| 岩井市大字弓田2808番地の 2  | 理 事 | 加 藤 清 一   |
| " " 3059番地        | "   | 秋 葉 俊 三   |
| " " 2909番地の 4     | "   | 谷 上 和 男   |
| " " 1593番地の 1     | "   | 染 谷 國 男   |
| " " 2343番地        | "   | 染 谷 泰 祐   |
| " 大字岩井877番地       | "   | 飯 塚 孝 一   |
| " 大字馬立1098番地      | "   | 直 江 勇     |
| " " 969番地         | "   | 野 口 富 雄   |
| " " 807番地の 2      | "   | 古 矢 松 治   |
| " " 802番地の 1      | "   | 古 矢 友 幸   |
| " " 1365番地        | "   | 神 矢 忠     |
| " 大字幸田新田4261番地の 8 | "   | 大 沢 照 市   |
| " " 4262番地の 2     | "   | 藤 森 鉄 五 郎 |
| " 大字平八新田 1 番地の 2  | "   | 染 谷 儉     |
| " 大字弓田2845番地      | 監 事 | 染 谷 一     |
| " 大字馬立581番地の 1    | "   | 古 矢 一 夫   |
| " 大字幸田新田374番地     | "   | 加 藤 廣 一   |

## 茨城県告示第173号

北相馬郡守谷町大字守谷甲622番地の 2 に事務所を置く守谷町外一市一ヶ村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     |
|------------------|-----|---------|
| 筑波郡谷和原村大字平沼232番地 | 理 事 | 飯 島 文 彦 |
| 取手市大字下高井1437番地   | ”   | 廣 瀬 茂   |

## 茨城県告示第174号

筑波郡谷和原村大字福岡1546番地に事務所を置く福岡堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

| 住 所              | 職 名 | 氏 名     |
|------------------|-----|---------|
| 筑波郡谷和原村大字平沼232番地 | 理 事 | 飯 島 文 彦 |

## 茨城県告示第175号

岡堰土地改良区から平成11年12月14日付けで認可申請のあった寺田境地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成12年1月14日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 2 月14日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

## 1 縦覧に供する書類

岡堰土地改良区定款の写し

寺田境地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成12年 2 月16日から

平成12年 3 月14日まで

## 3 縦覧の場所

藤代町役場

## 茨城県告示第176号

境東部土地改良区から平成12年 1 月12日付けで認可申請のあった北西地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平成12年 1 月28日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成12年 2 月14日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

## 1 縦覧に供する書類

境東部土地改良区定款の写し

北西地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成12年 2 月17日から

平成12年 3 月15日まで

## 3 縦覧の場所

境町役場

## 茨城県告示第177号

中丸川沿岸土地改良区の解散にともない、次の者が清算人に就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県水戸土地改良事務所長 松 崎 武 則

| 住 所                      | 氏 名     |
|--------------------------|---------|
| ひたちなか市大字三反田4352番地        | 塙 勝 雄   |
| ひたちなか市大字三反田3370番地        | 打 越 和   |
| ひたちなか市大字中根1349番地         | 西 野 好 徳 |
| ひたちなか市大字三反田3517 3518合併番地 | 前 嶋 敏 男 |
| ひたちなか市大字三反田3543番地        | 前 嶋 正 一 |
| ひたちなか市大字三反田3434番地の 2     | 市 毛 喬   |
| ひたちなか市大字三反田3218番地        | 菊 池 義 光 |
| ひたちなか市大字三反田4164番地の 2     | 西 野 静 男 |
| ひたちなか市大字三反田3032番地        | 西 野 精   |
| ひたちなか市大字三反田4372番地        | 塙 貞     |
| ひたちなか市大字金上750番地          | 市 村 卷太郎 |
| ひたちなか市大字金上859番地          | 川 崎 常 男 |
| ひたちなか市大字金上924番地          | 川 崎 正 夫 |
| ひたちなか市大字金上847番地          | 関 口 喜美子 |
| ひたちなか市大字金上857番地          | 小松崎 勝 市 |

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第 5 号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第 1 項の規定による緊急自動車の指定及び同令第14条の 2 第 1 項第 2 号の規定による道路維持作業用自動車の指定を次のとおり行ったので、茨城県道路交通法施行細則（昭和53年公安委員会規則第11号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、告示する。

平成12年 2 月14日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一



## 1 緊急自動車の指定

| 指定番号    | 自動車登録番号    | 車名・年式    | 用 途           | 所有者・使用者氏名     |
|---------|------------|----------|---------------|---------------|
| 3 7 4 0 | 土浦800さ2341 | ニッサン12年式 | 公 共 応 急 作 業 用 | 茨 城 県 道 路 公 社 |

## 2 道路維持作業用自動車の指定

| 指定番号    | 自動車登録番号    | 車名・年式    | 用 途           | 所有者・使用者氏名     |
|---------|------------|----------|---------------|---------------|
| 3 7 4 1 | 土浦800さ2341 | ニッサン12年式 | 道 路 維 持 作 業 用 | 茨 城 県 道 路 公 社 |

---

公 告

---

## 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の7第1項の規定に基づき、生活排水対策重点地域を次のとおり指定した。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定年月日         | 生 活 排 水 対 策 重 点 地 域 |        |
|---------------|---------------------|--------|
|               | 名 称                 | 範 囲    |
| 平成12年 2 月 3 日 | 江戸崎町生活排水対策重点地域      | 江戸崎町全域 |

## 漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 届出事項

| 発起人の住所及び氏名                  | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする<br>漁業協同組合 |
|-----------------------------|-------|----------------------------------|
| 行方郡牛堀町永山1017<br>水貝 末松 外 2 名 | 牛 堀   | 牛堀町漁業協同組合                        |

## 2 指定漁船調書縦覧

## (1) 縦覧期間

平成12年 2 月14日から平成12年 2 月28日まで

## (2) 縦覧場所

| 加 入 区 | 縦 覧 場 所                      |
|-------|------------------------------|
| 牛 堀   | 行方郡牛堀町永山571 - 1<br>牛堀町漁業協同組合 |

## 都市計画案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画、石岡都市計画、美野里都市計画、小川都市計画及び玉里都市計画下水道を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のあるかたは、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて、意見書を提出することができます。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 内 容

## 1 都市計画の種類

下水道（霞ヶ浦湖北流域下水道）

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 排水区域

別に接続する下水道で定める

## (2) 下水管渠

変更なし

## (3) その他施設

変更なし

## 3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 土浦市役所建設部下水道建設課

(3) 阿見町役場都市開発部下水道課

(4) 千代田町役場下水道課

(5) 霞ヶ浦町役場下水道課

(6) 美野里町役場下水道課

## 4 縦覧期間

平成12年 2 月14日から平成12年 2 月28日まで

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市大徳町字上大徳70番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市馴馬町362番地 5

株式会社 大竹不動産

代表取締役 大 竹 忠 男

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡真壁町大字田字松木内269番の 1

## 2 事業主の住所及び氏名

真壁郡真壁町大字田275番地の 4

有限会社 柴山石材店

代表取締役 柴 山 光 則

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第 2 - 2 工区)

多賀郡十王町大字友部字大谷下343番 1, 344番 1, 346番 5 の一部, 347番, 350番の一部, 352番, 353番, 354番, 355番, 356番, 358番, 401番の一部, 402番, 403番, 同番 1, 404番, 406番, 407番, 408番の一部, 同番 1 の一部, 409番, 410番, 411番の一部, 414番 1 の一部, 同番 3, 同番 6 の一部, 同番10の一部, 同番12の一部, 同番14の一部, 字沢小屋420番 1 の一部, 421番の一部, 726番 1 の一部, 同番 2 の一部, 同番 3 の一部, 730番, 731番 6 の一部, 732番の一部

(第 2 - 3 工区)

多賀郡十王町大字友部字大谷下440番の一部, 字古館442番の一部, 443番の一部, 444番 1, 同番 2, 445番の一部, 446番の一部, 447番の一部, 451番の一部, 454番 1 の一部, 同番 2, 同番 3, 同番 4 の一部, 455番 1 の一部, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 456番, 458番の一部, 460番, 461番, 462番, 463番, 464番, 465番, 466番, 467番, 468番, 469番, 470番, 471番, 472番, 475番, 476番, 477番, 478番, 479番 1, 481番, 483番, 484番, 498番 1, 499番 1 の一部, 525番 1, 527番, 字河子内526番 1, 528番, 529番, 530番, 531番の一部, 同番 1, 532番 2 の一部, 536番 2, 537番, 同番 1, 538番 1, 539番 2, 569番, 字沢小屋575番 7 の一部, 同番 9, 同番10の一部, 同番11の一部, 同番26の一部, 同番27の一部, 同番30の一部, 同番31の一部, 632番, 633番, 673番 1 の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

大阪府大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役社長 和 田 勇

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号           | 指定年月日         | 申 請 者                           |                         | 道 路 の 位 置                                       | 道路の幅員及び延長            |                                    |
|----------------|---------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------|----------------------|------------------------------------|
|                |               | 氏 名                             | 住 所                     |                                                 | 幅 員                  | 延 長                                |
| 西総建指令<br>第109号 | 平成12年 2 月 7 日 | 有限会社力<br>ネミス商事<br>代表取締役<br>水野 昇 | 結城郡石下町大字向<br>石下829番地の68 | 結城郡石下町大字杉山<br>字上富田1259番13, 同<br>番14, 同番16, 同番17 | メートル<br>4.20<br>5.00 | メートル<br>22.82<br>28.19<br>総延長51.01 |

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成12年 2 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号           | 指定年月日         | 申 請 者 |                       | 道 路 の 位 置                            | 道路の幅員及び延長    |               |
|----------------|---------------|-------|-----------------------|--------------------------------------|--------------|---------------|
|                |               | 氏 名   | 住 所                   |                                      | 幅 員          | 延 長           |
| 南総建指令<br>第138号 | 平成12年 2 月 2 日 | 秋田 徹  | 稲敷郡阿見町荒川沖<br>1550 - 2 | 稲敷郡阿見町荒川沖字<br>鶉野1633番12, 1633番<br>13 | メートル<br>4.00 | メートル<br>34.90 |

## 規 程

( 企 業 局 )

## 茨城県企業管理規程第 1 号

茨城県企業局職務発明等に関する規程を次のように定める。

平成12年 2 月14日

茨城県公営企業管理者

企業局長 石 川 哲 夫

茨城県企業局職務発明等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県企業局（以下「企業局」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）がその職務に関連してした発明、考案及び意匠の創作の取扱について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第 2 条 この規程において使用する「発明」、「考案」又は「意匠の創作」の意義は、それぞれ特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）又は意匠法（昭和34年法律第125号）で使用する用語の例による。

2 この規程において使用する「所属長」の意義は、茨城県企業局職員服務規程（昭和42年茨城県企業管理規程第 9 号）で使用する用語の例による。

## (特許権等の承継)

第 3 条 企業局は、職員が、企業局の所掌する業務の範囲に属し、かつ、その者の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）をした場合には、当該職務発明について、この規程の定めるところにより特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）を承継することができる。

## (届出義務)

第 4 条 職員は、職務に関連して発明をしたときは、速やかに発明届（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、所属長を経由して管理者に提出しなければならない。

(1) 発明の内容を詳述した書面及び図面

(2) 発明をするに至った経過を詳述した書面

(3) 発明が 2 人以上の職員の共同又は職員以外の者との共同によりなされたものであるときは、当該発明に対する権利の持分の割合及びその根拠を記載した書面

2 所属長は、前項の規定による発明届の提出があったときは、速やかにこれに所属長意見書（様式第 2 号）を添付して管理者に送付しなければならない。

## (職務発明の認定及び特許権等の承継の決定)

第 5 条 管理者は、前条第 1 項の規定による届出があったときは、当該届出に係る発明が職務発明であるかどうかの認定を行い、職務発明と認定したときは、その発明についての特許権等を企業局が承継するかどうかを決定するものとする。

## (特許権等の譲渡義務)

第 6 条 職務発明をした職員（以下「発明者」という。）は、当該職務発明について、特許権等を企業局が承継するとの決定があったときは、譲渡書（様式第 3 号）により当該決定に係る特許権等を企業局に譲渡しなければならない。

## (特許権等の譲渡等の制限)

第 7 条 発明者は、特許権等を企業局が承継しないと決定があった後でなければ、第三者に、当該特許権等を譲渡し、又は当該特許権等に係る発明の実施（特許法第 2 条第 3 項に規定する「実施」をいう。以下同じ。）を許諾してはならない。

## (特許出願等)

第 8 条 管理者は、特許権等を企業局が承継すると決定したときは、速やかに特許出願又は特許権移転の登録の申請（以下「特許出願等」という。）を行うものとする。

2 発明者は、特許権等を企業局が承継しないと決定があった後でなければ特許出願等を行ってはならない。ただし、発明者が第 4 条第 1 項の規定による届出をした場合において緊急に特許出願を行う必要があるときは、この限りでない。

3 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願を行ったときは、直ちに個人特許出願届（様式第 4 号）に当該出願に関する書類を添付し、所属長を経由して管理者に提出しなければならない。

## (発明者の負担した出願費用等の支払)

第 9 条 企業局は、第 6 条の規定に基づき特許権等を企業局が承継した場合において、発明者が既に出願手数料、出

願審査手数料，特許料その他特許出願等に要する費用を支出したときは，当該発明者の申請により必要と認める額を支払うものとする。

(登録補償金及び実施補償金の支払)

第10条 企業局は，特許権等を企業局に承継させた職員に対し，登録補償金及び実施補償金を支払うものとする。

(登録補償金)

第11条 職務発明について，企業局が特許権の設定の登録又は移転の登録を受けたときに発明者に支払うべき登録補償金の額は，権利 1 件につき 1 万円とする。

2 前項の場合において，当該企業局が取得した特許権が企業局以外のものとの共同の権利である場合は，前項の額に当該権利につき取得した企業局の持分割合を乗じて得た額を登録補償金とする。

(実施補償金)

第12条 管理者は，企業局が特許権等の運用又は処分により収入を得たときは，毎年 1 月 1 日から12月31日までの期間の収入額に応じて次の各号に定めるところにより，発明者に支払うべき実施補償金の額を決定するものとする。

(1) 企業局が特許権等に係る発明の実施を企業局以外の者（県及び県の機関を除く。）に許諾して収入を得たときは，その収入額を次のアからエに区分し，順次に各率を適用して計算した金額の合計額以内の額

|                     |         |
|---------------------|---------|
| ア 30万円以下の部分         | 100分の30 |
| イ 30万円を超え50万円以下の部分  | 100分の20 |
| ウ 50万円を超え100万円以下の部分 | 100分の10 |
| エ 100万円を超える部分       | 100分の 5 |

(2) 企業局が特許権等を譲渡したときは，その代金の100分の30以内の額

(共同発明者に対する補償)

第13条 前 3 条の規定により支払われる補償金について，その支払を受ける権利を有する発明者が 2 人以上あるときは，補償金は，それぞれの持分に依りて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償金の支払)

第14条 発明者が有する補償金の支払を受ける権利は，発明者が退職した後も存続するものとし，発明者が死亡したときは，その相続人がその権利を承継するものとする。

(通知)

第15条 管理者は，第 5 条の規定による職務発明の認定若しくは特許権等の承継の決定，第 9 条の規定による出願費用等の額の決定又は第11条若しくは第12条の規定による補償金の額の決定を行ったときは，発明者に対し，その旨を所属長を経由して文書で通知しなければならない。

(不服の申立て)

第16条 発明者は，その発明に係る第 5 条の規定による職務発明の認定若しくは特許権等の承継の決定又は第12条の規定による補償金の額の決定に関して不服があるときは，前条の通知を受け取った日から 1 月以内に管理者に対し不服申立書（様式第 5 号）をもって不服の申立てをすることができる。

2 管理者は，前項の申立てを受けたときは，職務発明審査会の審議を経て当該申立てに対する決定を行い，当該不服の申立てを受けた日から 2 月以内にその結果を当該申立人に通知しなければならない。

(職務発明審査会)

第17条 次の各号に掲げる事項を審査するため，職務発明審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第 5 条の規定による職務発明の認定又は特許権等の承継の決定に関する事項
- (2) 第 9 条の規定による出願費用等の額の決定に関する事項
- (3) 第12条又は第13条の規定による補償金の額の決定に関する事項

(4) 前条の不服の申立ての審査に関する事項

(5) その他管理者が必要と認める事項

(審査会の組織)

第18条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は管理者とし、副委員長は本局の次長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、業務課長、工務課長及び企画開発室長をもって充てる。

4 委員長は、必要があると認めるときには、前項の委員のほか審査会開催の都度、職員のうち適当と認める者を委員に任命することができる。

(審査会の会議)

第19条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議に付議すべき議案について緊急を要すると認めるときは、書面審査をもって審査会の審査に代えることができる。

(審査会の庶務)

第20条 審査会の庶務は、総務課で処理する。

(考案及び意匠の創作に関する準用)

第21条 第3条から前条までの規定は、考案及び意匠の創作について準用する。この場合において、第7条中「特許法第2条第3項にいう「実施」をいう」とあるのは、考案にあつては「実用新案法第2条第3項にいう「実施」をいう」と、意匠の創作にあつては「意匠法第2条第3項にいう「実施」をいう」と、第11条中「1万円」とあるのは「7千円」と読み替えるものとする。

(補償金支払の限度額)

第22条 この規程の規定により支払われる補償金は、職員1人につき合算して年額200万円を超えないものとする。

(委任)

第23条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~

様式第 1 号 (第 4 条第 1 項関係)

発 明 届

年 月 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 殿

所 属 名

発明者氏名

印

発明の名称

このたび上記の発明をしたので、茨城県企業局職務発明等に関する規程（平成12年茨城県企業管理規程第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により関係書類を添えてお届けします。

- (注) 1 関係書類として茨城県企業局職務発明等に関する規程第 4 条第 1 項各号に掲げる書類を添付すること。
2 発明の内容を詳述した書面及び図面は、特許庁の定める様式により作成すること。
3 意匠の創作の場合は、1 の書面のほか、写真等を添付すること。

様式第 2 号 (第 4 条第 2 項関係)

所 属 長 意 見 書

年 月 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 殿

所属長 氏名 印

発明の名称

発明者の職氏名

上記発明について、次のとおり意見を申し述べます。

1 発明者の希望意見

- (1) 職務発明か否かに関する意見
- (2) 権利の承継に関する意見
- (3) 持分の割合に関する意見

2 所属長の意見

- (1) 職務発明か否かに関する意見
- (2) 権利の承継に関する意見
- (3) 持分の割合に関する意見

様式第 3 号 (第 6 条関係)

譲 渡 書

年 月 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 殿

所 属 名

発明者氏名



発明の名称

上記発明に関する (特許を受ける権利) を茨城県企業局職務発明等に関する規程 (平成12年茨城県企業管理規程第 1 号) 第 6 条の規程により茨城県企業局に譲渡します。

様式第 4 号 (第 8 条第 3 項関係)

個 人 特 許 出 願 届

年 月 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 殿

所 属 名

発明者氏名

印

- 1 発 明 の 名 称
- 2 出 願 年 月 日
- 3 出 願 番 号

上記の発明については、次の理由により茨城県企業局職務発明等に関する規程（平成12年茨城県企業管理規程第 1 号）第 8 条第 2 項ただし書きの規定により発明者名義で特許出願を行ったので、同規程第 8 条第 3 項の規定によりお届けします。

理 由

様式第 5 号 (第16条第 1 項関係)

不 服 申 立 書

年 月 日

茨城県公営企業管理者

企業局長

殿

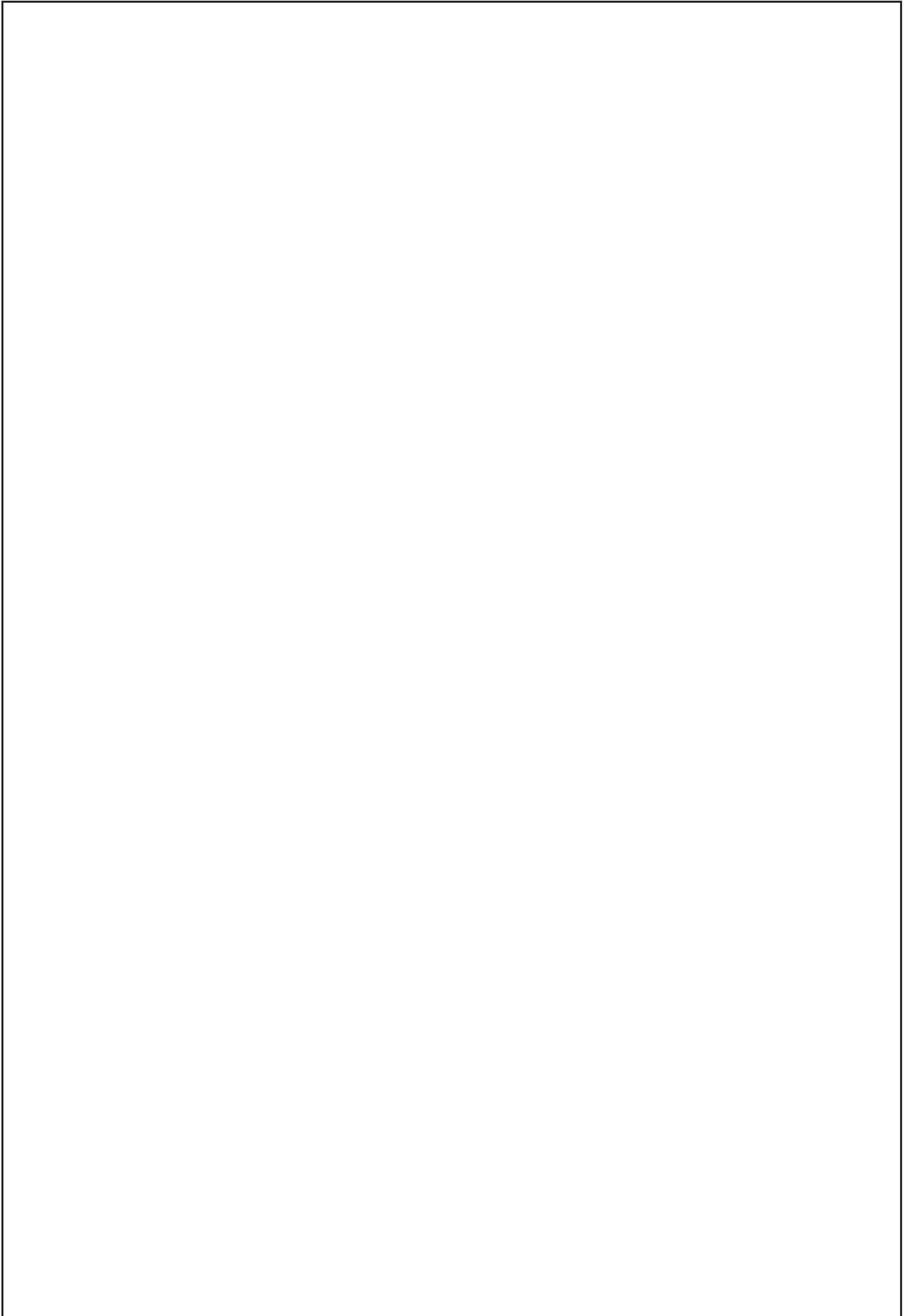
所 属 名

発明者氏名

㊞

年 月 日付け第 号の認定 (決定) について、次のとおり不服があるので、茨城県企業局職務発明等に関する規程 (平成12年茨城県企業管理規程第 1 号) 第16条第 1 項の規定により不服の申し立てをします。

- 1 通知書を受領した日
- 2 不服の趣旨
- 3 不服の理由



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)